

大淀町介護職員初任者研修受講料助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護に従事する人材の確保及び介護職員の資質の向上を図るため、介護職員初任者研修課程を修了した者に対し、研修受講料の一部を予算の範囲内で交付する大淀町介護職員初任者研修受講料助成金（以下「助成金」という。）に関し、大淀町補助金等交付規則（平成25年3月25日規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 介護事業所等 次に掲げる事業のいずれかを行う町内の事業所をいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業

イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業

ウ 法第8条第26項に規定する施設サービスを行う事業

エ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業

オ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業

カ 法第115条の45第1項第1号イ及びロに規定する事業を行う事業

(2) 初任者研修 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第3条第1項各号に掲げる研修で、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程に係るものをいう。

(助成金の対象研修)

第3条 助成金の交付対象となる研修（以下「対象研修」という。）は、前条第1項第2号に規定する初任者研修で、かつ、町長が助成対象と認めたものに限る。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、対象研修を修了した者のうち、次の要件を満たす者とする。

- (1) 対象研修を終了し、修了証明書を受けてから1年以内の者
- (2) 町内の介護事業所等（複数の事業所でも可）で介護職員として、3ヶ月以上就労した者、かつ、補助金申請時に町内の介護事業所等で介護職員として就労している者
ただし、学生（高校生、専門学校生、大学生等）においては、当該年度末日までに、町内の介護事業所等への就職が内定している者
- (3) 対象研修に係る受講料について、他の助成金等の交付を受けていない者

（助成金の対象経費）

第5条 助成金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、助成対象者が受講した対象研修に係る受講料とする。

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、助成対象者1人当たり対象経費または5万円のいずれか少ない額とする。

- 2 前項の助成金の額は、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（助成金の交付申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大淀町介護職員初任者研修受講料助成金交付申請兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、対象研修修了したのち、当該年度末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者本人が受講料を支払ったことを証明するもの等の写し
- (2) 修了証明書または受講修了を証明する書類の写し
- (3) 町内の介護事業所等に勤務していることを証明する就労証明書（第2号様式）

（助成金の交付決定等）

第8条 町長は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金交付の可否を決定し、その結果を大淀町介護職員初任者研修受講料助成金交付決定（却下）通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第9条 町長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者がいるときは、既に交付した助成金の全額または一部を返還させることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。